

地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)(設備助成)

雇用情勢が厳しい地域等において、創業や設備の増設等、事業所を設置・整備し、それに伴い地域に居住する求職者を雇い入れる事業主に対して助成を行うことで、その地域における雇用構造の改善を図ることを目的としています。

以下は制度概略です。詳細については担当部署にご確認ください。

対象となる事業主

- 「計画書」を提出した日(計画日)から「完了届」を提出した日(完了日)までの間(最長18カ月)に事業所の事業の用に供する施設又は設備の設置・整備(その費用の合計額が300万円以上)を行う事業主であること。
- 設置・設備事業所における完了日の雇用保険一般被保険者数が、計画日前日の被保険者数から3人(創業の場合は2人)以上増加していること。
*対象労働者の1/3以内であれば、新規学卒者も支給対象労働者になります。
- 設置・整備に伴い、ハローワーク等の紹介により沖縄県内(※)に居住する求職者を雇用保険の一般被保険者として雇入れ、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が完了日から2年後の日以降までであることが確実である労働者(雇用保険の一般被保険者)として3人以上(新規創業の場合は2人以上)雇い入れた事業主であること。
- 設置・整備及び雇入れを行う事業所が雇用保険の適用事業所であること。
- 「雇用関係助成金に係る共通支給要件」(16ページ参照)の要件を満たしていること。
- 地域の雇用構造の改善に資する事業主であること。
(その他沖縄労働局長が別途定めた風営法関連事業主等を除く。)
※事業所の所在する地域または隣接する地域(詳細は担当部署にご確認下さい。)

支給額

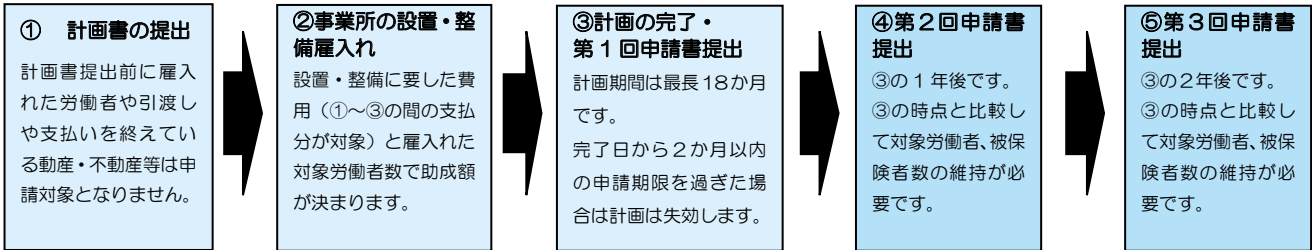
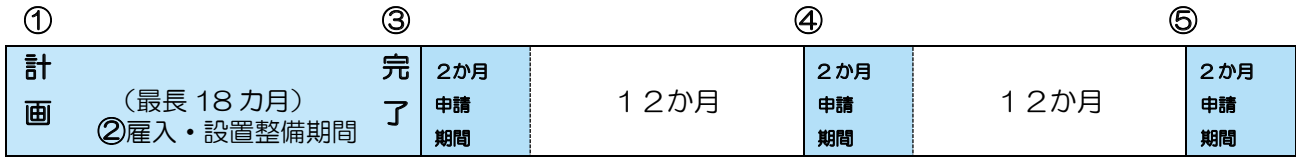
設置・整備に要した費用及び対象労働者の数に応じて下表の定額を、1年ごとに最大3回まで支給。
下表が支給額になります。

中小企業事業主と認められる場合は、1回目の支給において下表の支給額の1.5倍が支給されます。

中小企業事業主かつ創業と認められる場合は、1回目の支給において下表の支給額の2倍が支給されます。

設備・整備に 要した費用	対象労働者の増加人数 ※ () は創業の場合			
	3(2)~4人	5~9人	10~19人	20人~
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

受給手続



受給のポイント

地域雇用開発コース及び沖縄若年者雇用促進コースのどちらにも共通する事項です。

	認められる経費（消費税含む）	認められない経費
工事 (不動産)	○1契約が20万円以上となる事業所や店舗などの新・増設工事費用（建築工事及びこの建築工事に付随する土地造成・設計監理等を含む） ○賃借した事業所や店舗などにかかる1契約が20万円以上の内装などの工事費用 ○消費税	○不動産登記の手数料 ○申請者以外の名義で不動産登記される部分 ○事業主などの自宅を含む事業所や店舗などの施設全体 ○1契約が20万円未満のもの ○新築の建物に入居（賃借）する場合で、同時に行う内装工事 ※設置・取付工事を必要としない動産は、動産の購入で判断します。
購入 (不動産)	○1契約が20万円以上となる不動産購入費用 ○消費税	○土地購入費用 ○不動産登記の手数料 ○賃貸用不動産 ○1契約が20万円未満のもの
購入 (動産)	○1点が20万円以上の動産の購入費用（機械、装置、工具、器具、備品、車両、船舶、航空機運搬器具など） ○購入に伴う運搬費用、取付費用 ○消費税 ※計画期間内の支払額が対象経費となります。	○原材料、消費財 ○1点の価格が20万円未満のもの（複数の動産をまとめて購入した場合でも、1点ごとの価格で判断します）
賃借 (不動産)	○1契約の計画期間内の支払額（1年分を限度とし共益費を含む）が20万円以上となる事務所や店舗などの賃借費用 ○消費税 ○事業に必要な車を購入した場合の駐車場	○土地賃借料 ○仲介手数料、振込手数料 ○敷金、礼金 ○建設協力金 ○計画期間内の支払額（1年分を限度）が20万円未満のもの ○賃貸契約の更新が見込まれないもの
賃借 (動産)	○1点についての計画期間内の支払額（1年分を限度）が支払額が20万円以上となる、動産の賃借またはリース費用 ○消費税 ○賃借またはリースに伴う運搬費用、取付費用	○保証金 ○保守およびメンテナンス費用 ○計画期間内の支払額（1年分を限度）が20万円未満のもの（複数の動産をまとめて契約した場合でも、1点ごとの価格で判断します） ○賃貸契約の更新が見込まれないもの

その他 支払についての注意事項

- * 立替払いは対象外です（例：親会社による立替払いや法人代表者の個人名義口座からの支払等）。
- * 事業所の移転を検討される場合、必ず事前にご相談ください（対象外経費となる場合もあります）。
- * その他の計画の変更、経費の取扱いについては、**事前**に担当部署までお問い合わせください。

地域雇用開発コースと沖縄若年者雇用促進コースとの併給について

地域雇用開発コースと沖縄若年者雇用促進コースは併給が可能ですが、対象者の要件に違いがあります。同一の労働者にて併給を受ける場合には双方の要件を満たすことが必要です。

【対象労働者の相違点】

	地域雇用開発コース	沖縄若年者雇用促進コース
年齢	制限なし	雇入れ時点で35歳未満
ハローワーク等の紹介要件	<u>あり</u> ※雇用予約がないこと	なし ※ただし、一般公募であること。
居住地の確認	雇入れ時点で沖縄県内に居住していること (雇入れ時点の住民票(写)にて確認する)	応募時点で(※1)沖縄県内に居住していること
新規学卒者の扱い	(紹介日時点で確認) 中学・高校→卒業年度末の翌日から3か月以内 大学等→卒業月の月末までの紹介日	(応募時点で確認) 中学・高校→卒業年度末の翌日から3か月以内の応募 大学等→卒業月の月末までの応募
新卒者の算入要件	対象労働者数の1/3まで算入可 (例1:一般2人・新卒1名合計3名) $1/3 \leq 1/3$ ◎ (例2:一般3人・新卒2名合計5名) $2/5 > 1/3$ ×	対象労働者として4人目以降に算入可 (中小企業のみ) (例:一般3人・新卒3名 合計6名)
過去3年以内に出向・派遣・請負従業員として受入れていた者を雇用した場合	対象外となる (雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該事業所において就労したことがあるもの)	対象労働者として算入可 ※ただし、出向・派遣・請負等での就労が終了した後、 <u>一般公募を行い採用した場合</u> に限る。

*上記は相違点のみを挙げたものであり、その他にも要件があります。
※1 沖縄若年者雇用促進コースにおいては沖縄県内全体をさします。

その他、求人提出から採用、定着までの注意点

1 計画書提出から採用までの基本的な流れ(参考)

・地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)計画書提出 ⇒ 就業規則・賃金規定等の整備、事業採算性を踏まえた採用計画 ⇒ ハローワーク等に求人申込 ⇒ ハローワーク等より紹介 ⇒ 選考 ⇒ 採用

2 計画書提出後、すぐに求人申込ができるとは限りません(新規事業の立ち上げの場合等)。

・求人申込みの際は詳細な労働条件が定まっている必要があります。

また、労働法令に違反する求人は受理できません。

・店舗新設等に際し、研修目的で既存店舗にて勤務する場合、求人申込時に研修内容・場所を明示しなければ対象労働者になりません。契約書にも同様に明示してください。

3 地域雇用開発コースの対象者に限定した求人申込はできません。

・受理した求人はハローワーク求人情報提供端末にて公開します。助成金対象者以外の求職者も紹介します。

4 ハローワークの紹介窓口では応募者が助成金対象者となるかは、お答えできません。

・対象者要件の確認は担当部署にご確認をお願いします。

・沖縄若年者雇用促進コース対象者募集に限っては、年齢指針の例外により「35歳未満」等の年齢制限ができる場合があります。